建築士法第２２条の３の３に定める事項

１　対象となる建築物の概要

岩見沢市建築設計業務特記仕様書による

２　受託業務の種類、内容及び方法

岩見沢市建築設計業務特記仕様書による

３　作成する設計図書の種類（設計契約受託の場合）

岩見沢市建築設計業務特記仕様書による

４　工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

（工事監理契約受託の場合）

岩見沢市建築設計業務特記仕様書による

５　設計又は工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士

氏名：

資格：（　　　　　　）建築士

登録番号：

氏名：

資格：（　　　　　　）建築士

登録番号：

氏名：

資格：（　　　　　　）建築士

登録番号：

※従事することとなる建築士が構造設計又は設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

６　建築士事務所の名称等

建築士事務所の名称 　：

建築士事務所の所在地 ：

区分（一級、二級、木造）：（　　　　）建築士事務所　（　　　　）知事登録第　　　　　　　号

開設者の氏名又は名称 ：

(開設者が法人の場合

はその代表者の氏名) ：